

令和7年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和7年3月17日】

1 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、補償基礎額等を改定するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 補償基礎額の改定（第5条第2項）

最低額 9,100円 → 9,700円

最高額 14,200円 → 14,500円

イ 扶養親族がある従事者に係る補償基礎額に加算する額を以下のとおり改定する。（第5条第3項）

区分	配偶者	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	満60歳以上の父母及び祖父母	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
改正前	217円	333円	217円			
改正後	100円	383円	217円			

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和7年4月1日

2 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 認証保育所におけるインクルーシブ保育の実施に係る規定を整備するため、提案する。

(2) 改正条例

ア 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例

イ 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(3) 改正内容

児童発達支援事業所等が保育所等と併設されている場合において、インクルーシブ保育の実施を可能とするため、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、各施設の職員の兼務及び設備の共用ができることとする規定について、認証保育所においても同様の対応を可能とするための規定の整備を行う。

(4) 施行期日 令和7年4月1日

3 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年法律第392号）の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うため、提案する。

(2) 改正内容

ア 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせた賦課割合、保険料率等の改定

(ア) 賦課割合の改定（第16条の4）

・介護納付金賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝61：39 → 所得割：均等割＝62：38

※ 基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合については、改定なし

(イ) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）

・基礎賦課額

所得割 100分の8.69 → 100分の7.71

均等割 49,100円 → 47,300円

・後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の2.80 → 100分の2.69

均等割 16,500円 → 16,800円

・介護納付金賦課額

所得割 100分の2.14 → 100分の2.23

均等割 16,500円 → 16,600円

(ウ) 保険料から減額する額の改定（第19条の2）

所得が一定額以下の場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

・7割減額

基礎賦課額 34,370円 → 33,110円

後期高齢者支援金等賦課額 11,550円 → 11,760円

介護納付金賦課額 11,550円 → 11,620円

・5割減額

基礎賦課額 24,550円 → 23,650円

後期高齢者支援金等賦課額 8,250円 → 8,400円

介護納付金賦課額 8,250円 → 8,300円

・2割減額

基礎賦課額 9,820円 → 9,460円

後期高齢者支援金等賦課額 3,300円 → 3,360円

介護納付金賦課額 3,300円 → 3,320円

イ 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料賦課限度額等の改定

(7) 賦課限度額の改定（第15条の8、第15条の16及び第19条の2）

・基礎賦課限度額

650,000円 → 660,000円

・後期高齢者支援金等賦課限度額

240,000円 → 260,000円

※ 介護納付金賦課限度額については、改定なし

(4) 保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改定（第19条の2）

・5割減額

現行 基準額 = 基礎控除額 + (29万5千円×被保険者等の数)

改正後 基準額 = 基礎控除額 + (30万5千円×被保険者等の数)

・2割減額

現行 基準額 = 基礎控除額 + (54万5千円×被保険者等の数)

改正後 基準額 = 基礎控除額 + (56万円×被保険者等の数)

ウ 未就学児の被保険者均等割額から減じる額の改定（第19条の4）

未就学児がいる場合に行う保険料の軽減について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

(7) 7割減額世帯

基礎賦課額 7,365円 → 7,095円

後期高齢者支援金等賦課額 2,475円 → 2,520円

(4) 5割減額世帯

基礎賦課額 12,275円 → 11,825円

後期高齢者支援金等賦課額 4,125円 → 4,200円

(7) 2割減額世帯

基礎賦課額 19,640円 → 18,920円

後期高齢者支援金等賦課額 6,600円 → 6,720円

(エ) 所得による減額がない世帯

基礎賦課額 24,550円 → 23,650円

後期高齢者支援金等賦課額 8,250円 → 8,400円

(3) 施行期日 令和7年4月1日

4 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）等の一部改正に伴い、手数料の徴収に係る区分を改めるほか、規定を整備するため、本案を提案する。

(2) 改正内容

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、建築確認・検査の審査手続省略の対象となる建築物の範囲が縮小されたことにより、当該変更に係る以下の手数料の額を増額改定する。（別表第1）

- (ア) 建築物に関する確認申請手数料
- (イ) 建築物に関する完了検査申請手数料
- (ウ) 中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料
- (エ) 建築物に関する計画通知手数料
- (オ) 建築物に関する工事完了通知手数料
- (カ) 中間検査を受けた建築物の工事完了通知手数料

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、全ての建築物に対する省エネルギー基準の適合義務化及び審査制度の見直しによる手数料の徴収に係る区分の改定等を行う。

(ア) 手数料の徴収区分の改定及び手数料の額の増額改定（別表第2及び別表第3）

- ・ 低炭素建築物新築等計画（変更）認定申請手数料
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定手数料
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料

(イ) 手数料の徴収項目の追加（別表第3）

- ・ 仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料（建築確認又は計画通知に対する審査に併せて行う仕様基準又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。）

a 一戸建て住宅の場合 2,500円～9,400円

b 一戸建て住宅以外の場合 4,300円～68,900円

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和7年4月1日

5 小石川地方合同庁舎（仮称）新設工事に係る受託契約の一部変更について

(1) 提案理由 工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。

(2) 変更内容

ア 契約の目的 小石川地方合同庁舎（仮称）のうち区が所有する部分に係る新設工事

イ 契約金額 金43億9,464万5,743円

（変更前の契約金額 金42億255万7,524円）

ウ 契約の相手方 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局

契約担当官 関東地方整備局長 岩崎福久

【参考】

① 工期 令和4年4月19日から令和9年5月14日まで

（変更前の工期 令和4年4月19日から令和9年3月31日まで）

② 支出科目等 令和4年度から令和6年度まで 一般会計 総務費 企画費

令和7年度から令和9年度まで 債務負担行為

6 文京区男女平等センター改修その他工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区男女平等センター改修その他工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金4億8,400万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区小石川一丁目13番11号
岩井建設株式会社
代表取締役 岩井良夫

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和8年4月30日まで
- ② 支出科目等 令和6年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和7年度及び令和8年度 債務負担行為

7 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について

- (1) 提案理由 工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、提案する。
- (2) 変更内容

- ア 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事
- イ 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- ウ 契約金額 金76億3,167万9,000円
(変更前の契約金額 金72億4,361万円)
- エ 契約の相手方 五洋・山口・トリヤマ建設共同企業体
 - 構成員（代表者） 東京都文京区後楽二丁目6番1号
五洋建設株式会社東京土木支店
常務執行役員支店長 近藤敬士
 - 構成員 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖
 - 構成員 東京都文京区本駒込二丁目19番3号
トリヤマ株式会社
代表取締役 鳥山幸得太

【参考】

- ① 工期 令和2年3月23日から令和9年11月4日まで
(変更前の工期) 令和2年3月23日から令和8年11月4日まで
- ② 支出科目等 令和元年度から令和6年度まで 一般会計 教育費 学校教育費
令和7年度から令和9年度まで 債務負担行為

10 訴訟上の和解について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、提案する。
- (2) 被告 賃貸借契約の終了後も旧区立住宅を占有している者

(3) 事件の概要

令和5年6月文京区議会定例議会において議決のあった文京区立根津一丁目住宅（以下「本件建物」という。）の明渡し等の請求に関する民事訴訟について、東京地方裁判所から和解の提案があり、被告との間で以下のとおり訴訟上の和解をすることとなった。

(4) 主な和解内容

ア 原告及び被告は、当事者間の本件建物に関する平成25年8月13日付賃貸借契約が、原告の解約申入れにより、令和5年3月1日に終了したことを相互に確認する。

イ 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを令和9年3月31日まで猶予し、被告は、原告に対し、同日限り、本件建物を明け渡す。ただし、被告がエの金員の支払を2回以上怠った場合には、2回目の懈怠が生じた月の末日限り、被告は、原告に対し、本件建物を明け渡す。

ウ 被告は、イによらないで本件建物を明け渡そうとする場合は、当該明け渡そうとする日の30日前までに原告に申し出るものとする。

エ 被告は、原告に対し、令和5年3月2日からイによる建物明渡し済みに至るまで、月20万6100円の割合による金員の支払義務があることを認め、当該金員（ただし、(ア)に係る金員にあつては、キに規定する解決金と対当額で相殺した後の額の金員）を、次に定めるところにより、原告が別に指定する方法で支払う。

(ア) 令和5年3月2日から令和7年5月31日までの期間 令和7年5月31日限り一括して支払う。

(イ) 令和7年6月1日から本件建物の明渡し日までの期間 毎月10日限り当該月分を支払う。

オ 被告がイによる明渡し期日までに本件建物を明け渡さなかったときは、被告は、原告に対し、当該明渡し期日の翌日から明渡し済みまで月41万2200円の割合による損害金を支払う義務を負う。被告がウにより申し出た明渡し日までに本件建物を明け渡さなかったときも同様とする。

カ 被告は、本件建物の明渡しに際して、本件建物内に存する被告所有の物件を全て撤去するものとする。被告が本件建物を明け渡した後になお本件建物内に残存する被告所有の動産については、被告はその所有権を放棄し、原告が自由に処分することに異議を述べない。この場合において、当該動産の処分費用は、被告の負担とする。

キ 原告は、被告に対し、解決金として金30万円の支払義務があることを認め、原告と被告は、これを被告のエ(ア)に係る金員の支払義務と対当額で相殺する。

ク 原告において預かり保管中の保証金は、被告が本件建物を明け渡した後、これを返還するものとする。ただし、本件建物の原状回復費用その他の被告が負担すべき費用があるときは、保証金のうちからこれを控除することとし、当該控除した後の額の金員を返還するものとする。また、保証金が被告が負担すべき費用の額に満たないときは、被告は、原告が別に指定する方法で、原告が指定する期日までに当該不足分を支払うものとする。

ケ 原告及び被告は、本和解のうちエ、オ及びキの各内容を、正当な理由なく第三者へ口外しないものとする。

コ 原告は、その余の請求を放棄する。

サ 原告及び被告は、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

シ 訴訟費用は、各自の負担とする。